

熊本県公報

号外 第 22 号の 4
平成 16 年 3 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(") 7
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 7
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税 務 課) 13

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人県民税
 - (1) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る勤労者財産形成住宅及び年金非課税貯蓄契約につき目的外払出しの事実が生じた場合について、配当割の優遇税率は適用しないこととした。(附則第4条関係)
 - (2) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加えることとした。(第38条の19関係)
- 2 法人県民税

防災街区整備事業組合に対する課税について、公益法人等と同じ取扱いとすることとした。(第26条関係)
- 3 不動産取得税
 - (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7第1項関係)
 - (2) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年(本則2年)以内に緩和する特例措置について、3年以内に住宅が新築されることが困難である場合として一定の場合においては、4年以内に緩和したうえ、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7第2項関係)
 - (3) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を2年(本則1年)以内に緩和する特例措置を廃止することとした。(旧附則第6条の7第3項関係)
 - (4) 都市基盤整備公団が独立行政法人に移行することに伴い、納税義務者等の規定の整理を行うこととした。(第49条及び附則第6条の7関係)
- 4 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のように講じることとした。

 - (1) 環境負荷の小さい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講じることとした。(附則第9条第3項及び第5項関係)

 - ア 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率のおおむね100分の50を軽減することとした。
 - イ 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たす自動車について、税率のおおむね100分の25を軽減することとした。
 - ウ 最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、税率のおおむね100分の25を軽減することとした。
 - (2) 環境負荷の大きい自動車

- 平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年（ガソリン車又はLPG車については13年）を経過した自動車について、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を、その翌年度以後について講じることとした。（附則第9条第1項関係）
- 5 自動車取得税
- (1) 一定の燃費基準を満たす自動車の取得に係る課税標準の特例措置を次のとおり改め、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。（附則第12条第5項及び第6項関係）
- ア 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から300,000円を控除することとした。
- イ 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から200,000円を控除することとした。
- ウ 一定の燃費基準を満たす自動車で最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から200,000円を控除することとした。
- (2) 平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（旧附則第12条第8項関係）
- (3) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から100分の2（その他の自動車にあつては、現行税率から100分の1）を控除した率とすることとした。（附則第12条第8項関係）
- 6 軽油引取税
- (1) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができることとするとともに、免税軽油使用者証及び免税証の交付の手續に係る規定の整備を行うこととした。（第138条関係）
- (2) 軽油等の混和の承認を受ける義務について、混和以外の方法により軽油を製造する場合も対象となることに伴い、納税義務者等の規定の整備を行うこととした。（第130条関係）
- 7 狩猟税
- 狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を次のとおり創設することとした。（第4条、第2章第10節及び第3章第3節関係）
- (1) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に課することとした。（第145条関係）
- (2) 狩猟税の税率は、次のとおりとすることとした。（第146条第1項関係）
- ア 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、イに掲げる者以外のもの 16,500円
- イ 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
- ウ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- (3) 狩猟者の登録が次の登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、(2)に規定する税率に次に定める割合を乗じた税率とすることとした。（第146条第2項関係）
- ア 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1
- イ アの狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3
- (4) 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とすることとした。（第147条関係）
- (5) 狩猟税の徴収については、原則として証紙徴収の方法によるものとし、県が発行する証紙を申告書にはりつけて狩猟税を払い込まなければならないこととした。（第148条関係）
- (6) 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税の賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならないこととした。（第149条関係）
- (7) 狩猟税の納税義務者が正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科することとした。（第150条関係）
- (8) その他関係規定の整備を行うこととした。（目次、第5条、第23条及び第151条関係）
- 8 その他規定の整備を行うこととした。（第5条、第56条、第130条、第137条、第143条の4、第144条、附則第9条及び附則第12条関係）
- 9 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、6及び第144条の改正規定は平成16年6月1日から、3(4)は平成16年7月1日から、4